

令和9年加古川水系広域農業水利施設総合管理所等で使用する電気の購入

No.	質問内容	回答
	【基本情報について】	
1	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①関西電力送配電株式会社 ②06
2	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	加古川水系広域農業水利施設総合管理所 契約先：エバーグリーンマーケティング（株）、計量日：毎月1日（休日の場合は翌営業日） 川代ダム管理所 契約先：エバーグリーンマーケティング（株）、計量日：毎月22日（休日の場合は翌営業日） 鴨川・大川瀬ダム管理所 契約先：エバーグリーンマーケティング（株）、計量日：毎月1日（休日の場合は翌営業日）
3	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	鴨川ダム管理分室 契約先：エバーグリーンマーケティング（株）、計量日：毎月1日（休日の場合は翌営業日） 糺屋ダム管理所 契約先：エバーグリーンマーケティング（株）、計量日：毎月2日（休日の場合は翌営業日）
4	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	
5	1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	仕様書に記載している契約期間は計量日を基準に記載しておりますので問題ないと考えております。
6	【供給開始日について】 計量日が1日以外の場合、小売電気事業者は一般送配電事業者が定める計量日に合わせて切り替えを行うことが要請されていることから、供給場所毎に予定されている計量日での切り替えとなり、仕様書記載の供給期間と計量日が異なる場合、供給期間通りに供給開始をすることが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	

7	各施設について、自動検針装置の設置は「有り」でよろしいでしょうか。	自動検針装置はついています。 (仕様書 4 参照)
8	各施設に自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	
9	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力はありません。
10	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	あります。
11	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。	予定はありません。 また協議に応じることは可能です。（契約書第25条）
12	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	
13	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。

	【入札について】	
14	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。	入札書の日付は提出日をお願いします。
15	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	
16	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますか。	指定はありません。また郵送いただく際は、入札書、内訳書を封入した内封筒を、郵送用の外封筒に入れていただき二重封筒で、書留郵便にて郵送をお願いいたします。また入札書、内訳書を封入した内封筒には、入札説明書p. 11 別紙様式第6号のとおり、郵送用の外封筒には入札説明書p. 12 別紙様式第7号のとおり記載をお願いします。
17	提出書類について、印マークのないものは押印省略可能という認識でよろしいでしょうか。押印が必要な書類がございましたらご教示ください。	印マークのないものは押印の必要はありません。
18	電子入札で参加をする場合、入札書（様式第3号）の添付は不要でしょうか。	入札書（様式第3号）は紙入札での参加時にのみ提出してください。
19	電子入札で参加をする場合、入札書提出時に内訳書はデータ添付により提出する必要があるという認識で間違いないでしょうか。	別紙入札内訳書は入札時にデータ添付により登録し提出してください。
20	弊社本社所在地が令和8年9月より変更となります。入札書には変更後の本社所在地を記載して提出することで差し支えないでしょうか。また、申請書類の一部について、現時点では住所変更前の所在地が記載された資料がございますが、提出上問題ございませんでしょうか。	入札書には変更後の本社所在地を記載してください。また申請書類のうち旧住所が記載された資料を提出いただいて構いませんが、住所を変更したことがわかる資料を併せて添付願います。

21	電子システムにて参加希望ですが、ICカードに登録されている住所が旧住所のままの為、郵送にて入札書や申請書類を提出する必要がありますでしょうか。	入札までに住所変更が間に合わない場合、紙での入札対応となります。
22	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	入札額を算定するための契約電力は仕様書記載の予定契約電力を使用してください。 別紙入札内訳書に必要情報を記載しておりますので、そのまま使用してください。 なお、契約後に適用する契約電力は「電気需給契約書（案）（契約電力） 第8条」に準ずることとなりますので、落札決定後に最新情報をご提供いたします。
23	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	入札額の算定時の力率については、仕様書2.（9）の力率を使用してください。 別紙入札内訳書に必要情報を記載しておりますので、そのまま使用してください。 なお、契約後に適用する力率は仕様書8.（4）に準ずることとなりますので、落札決定後に最新情報をご提供いたします。
24	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税抜き価格をお願いします。 (別紙入札内訳書参照)
25	入札算定額の各計算過入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）	入札内訳書に記載のない端数処理については指定はございません。なお、市場価格調整単価を含む燃料費等調整額がある場合は請求時に別途加算または減算することとし、入札時および契約時には考慮しないでください。
26	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	

27	弊社では割引制度を設けていないため、内訳書の「個別特約割引率」欄は「0」として差し支えないでしょうか。	「0」と記載してください。
28	【入札内訳書について】 「個別特約割引率」の入力欄について、個別特約割引の設定がない場合は「0」の表記で問題ございませんでしょうか。	
29	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 内訳書に組み込まれている数式の通りに算出する必要があるなど指定がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は小数点第三位を切り捨てる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	基本料金及び電力量料金の各単価は税抜きで記載してください。 それ以外についての端数処理については入札内訳書に記載のないものについて指定はございません。
30	入札内訳書を税抜単価で積算する必要がある場合、税込単価から税抜単価にする際の端数処理に指定はございますでしょうか。	単価については、入札内訳書に記載のとおり「銭」まで算定ください。それ以下の端数処理については指定はございません。
31	所定の入札内訳書について、電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載する必要がありますので、いただいている入札内訳書を一部編集させていただくか、任意様式での提出は可能でしょうか。不可の場合、入札時には環境価値料金単価を電力量料金単価に足しこんだ状態で応札させていただきます。その際は、契約書に記載する単価と請求時の単価は入札内訳書とは異なり、2種類の単価に分かれた状態で記載されます。ご了承いただけますでしょうか。	環境価値料金単価がある場合は、入札時には環境価値料金単価を電力量料金単価に足しこんだ状態で記載してください。 なお、契約書に記載する単価は落札決定後に協議させていただきます。
32	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますが、ご了承いただけますでしょうか。（尚、弊社が電気料金請求の際に、請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます。）	
33	入札金額算定時は別紙2の予定力率に記載の数値を適用するという認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。

34	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定予定です。
----	--	------------------

	【燃料費調整額等について】	
35	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	問題ありません。 「電気需給契約書（案）（契約金額）第4条 3」により協議は可能です。
36	弊社では料金単価の変動をもたらず燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。	入札時および契約時には燃料費等調整額は考慮しません。 燃料費等調整額がある場合は請求時に別途加算または減算してください。 （仕様書8.（3）および9参照）
37	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	
38	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	
39	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024 年4 月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。	市場価格調整単価を含む燃料費等調整額がある場合は請求時に別途加算または減算してください。 （仕様書8.（3）参照） なお、契約書および仕様書の記載は変更できませんが、既存の内容で適用可能と考えております。

40	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。 (仕様書 9 参照)
41	燃料費調整額につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧) (2023年4月1日実施) 別表2燃料費調整 】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	
42	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	
43	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
44	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPXエリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。	市場価格調整単価を含む燃料費等調整額がある場合は請求時に別途加算または減算してください。 なお、入札時および契約時には考慮しないでください。 入札内訳書については、指定しているものを使用してください。
45	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	
46	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

	【落札決定後について】	
47	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	30分値データは提供可能ですが、提供する様式・方法については、落札決定後に協議させていただきます。
48	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	
49	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定予定です。
50	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	電子で参加していただいた業者へは開札結果は落札決定後すぐに電子調達システムにて通知されます。 紙で参加いただいた業者へは電話でご連絡いたします。
51	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	問題ありません。
52	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結日は落札決定日から7日以内とさせていただきます。 (入札説明書12参照) なお、これは契約締結までの日であり、契約書が双方に届くまでの期間ではありません。 また、これにより難しい場合は、その都度協議に応じさせていただきます。
53	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	公表は近畿農政局のホームページ及び官報において契約金額(総価)のみされる予定であり、詳細単価が公表されることはありません。

	【契約について】	
54	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
55	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	問題ありません。
56	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
57	2026年11月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。入札額の算定において、入札書提出時点において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。	入札額の算定については、9月4日付で経済産業省の承認があった託送料金の改定が適用されることを前提として、改定後の託送料金を見込んだ上で入札金額を算定してください。 また、契約期間中に再度改定が実施された場合、「電気需給契約書（案）（契約金額）第4条 3」により協議は可能です。
58	【託送料金の見直しに伴う単価変更協議について】 関西電力送配電株式会社から、9月4日付で、託送料金に係る収入の見直しについて経済産業省の承認を受けた旨が公表されております。 本件の電力供給開始日が2027年1月1日であることから、入札における入札金額の算定に当たっては、当該託送料金の改定が適用されることを前提として、改定後の託送料金を見込んだ上で入札金額を算定いたしますが問題ございませんでしょうか。 もしくは、応札後に契約単価の変更（協議）となりますでしょうか。 本件は入札金額を適正に算定する上で重要な事項となりますので、改定後の託送料金の取扱いについて、入札書の提出前にご教示いただけますと幸いです。	
59	本年11月より、小売電気事業者に共通して影響する一般送配電事業者の託送料金の値上げが予定されておりますが、現時点では国の認可前であり、改定後の料金が確定していません。つきましては、現行の託送料金を前提として入札し、落札後に改定後の託送料金が確定した場合は、託送料金の値上げ分に限り、契約単価を変更させていただいてよろしいでしょうか。	

60	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。 （仕様書 9 参照） ただし、契約書の条文は変更できません。
61	契約書（案）第12 条につきまして、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求」と記載がございますが、延滞利息につきましては弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。加えて、同条2 項に「100 円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする」と記載がございますが、弊社は「100 円未満も請求」させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載に合わせて、削除またはご変更いただくことは可能でしょうか。	契約書の条文は変更できません。 延滞利息については政府契約の支払遅延防止等に関する法律に準ずることとなりますが、事態発生時に協議させていただきます。
62	仕様書11. その他（2）に、「停電にかかる割引については、別途落札者と協議により決定する。」と記載がありますが、当社供給条件では料金の減額等を行っておりません。ご了承いただけますでしょうか。	電力使用量に応じた料金を支払うことが原則であり、停電時は電力を供給していないこととなりますので、停電時の電力量料金については協議の対象となることがあります。
63	契約期間中に消費税率が変更された場合は、当該変更分を契約単価に反映するものとしてよろしいでしょうか。	問題ありません。 「電気需給契約書（案）（契約金額）第 4 条 3」により協議は可能です。
64	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
65	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

66	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を、別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。（ご指示がありましたら契約書のひな型をお送りいたします。）	契約書の条文は変更できませんが、別途締結することについては問題ありません。 ただし、条文については内容を協議し、必要に応じて修正させていただいた上で締結手続きをさせていただきますこととなります。
67	契約に関する事項について、以下の3点をご教示ください。 ①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。 ②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。 ③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	
68	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

	【請求および支払手続きについて】	
69	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書はダウンロード様式で問題ありません。（紙の請求書は必要ございません） マイページ等については、契約締結後に手続きさせていただきます。
70	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	
71	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	
72	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	
73	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。（年度末でも同様）	問題ありません。
74	電気需給契約書（案）第11条につきまして、「請求書を受理した日から30 日以内」と記載がございますが、お支払期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日（弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日）の翌日から起算して30 日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただくことは可能でしょうか。	契約書の条文は変更できません。 支払期日については「電気需給契約書（案）（料金の請求及び支払）第 1 1 条」に準ずることとなりますが、請求書に支払期限を記載いただく場合はその期限に従うこととなります。
75	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	

76	弊社落札の場合、支払方法は振込用紙もしくは口座引落になりますがよろしいでしょうか。	支払については原則銀行振込となり、振込手数料はこちらで負担いたします。 請求書に振込先となる銀行口座を記載してください。
77	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	
78	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
79	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	
80	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	請求書として発行する電気料金の算定期間は計量日から計量日の前日までと認識しており、請求回数は必然的に12回になると想定しておりますが、当てはまらない場合はご相談ください。
81	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
82	当社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。	問題ありません。

83	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
84	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	請求書については、需要場所（施設別）ごと（仕様書 1.（1）参照）に発行していただくことになります。 なお、各需要場所には入居している企業はありませんので、請求書を分割していただく必要はありません。
85	【請求書の発行について②】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	
86	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	
87	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ・①②以外（詳細をご教示ください）	
88	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	
89	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求内容をまとめた一覧表の作成はできかねますがご了承いただけますでしょうか。	

90	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	支払については、原則請求書どおりの金額を銀行振込により支払いさせていただきますが、当該の事例がある場合はご相談させていただきます。
91	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。 ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
92	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。

	【特定電源割当証明書について】	
93	仕様書8(5)に記載の別紙3とは特定電源割当証明書を指しているという認識でお間違いないでしょうか。	間違いございません。近畿農政局ホームページに掲載しましたので、ご確認ください。
94	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法についてはPDF データをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印(角印)にてご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
95	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	問題ありません。 (仕様書別紙1参照)
96	特定電源割当証明書は供給期間が終了する日までに送付することはできませんが暫定値(確約する値ではございません)であれば供給期間終了後1ヶ月前後で送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	特定電源割当証明書の提出については、仕様書8.(5)に準ずることとなりますが、期日までの対応が難しい場合は別途協議することで対応させていただきます。
97	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	
98	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書および非化石証書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 例) 契約期間: 2027年4月～2028年3月 → 2028年8月以降に1年分発行 契約期間: 2026年11月～2027年10月 → 2027年8月以降に5カ月分 (2026年11月～2027年3月分) 2028年8月以降に7カ月分 (2027年4月～2027年10月分)	
99	特定電源割当証明書(別紙3)について、契約期間における電力供給終了後、協議により定めた期間内に提出することとなっておりますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書(別紙3)も、年1回(供給終了後6月下旬頃)に提出、最終月分については翌年の6月下旬頃に提出させていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。(非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております。)	

100	別紙3の提出後に最終月分に係る請求額の支払手続を行うと記載がございましたが、請求書の発送は別紙3を提出する前でも問題ございませんでしょうか。	問題ありませんが、契約書上、「請求書を受理した日から30 日以内」に支払うこととしており、発送いただいても別紙3の提出が確認できなければ受理できないため、別紙3の提出後請求書を受理してから支払いの期限に間に合わない場合は請求書を再発行いただく可能性がございます。
101	非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますがご了承くださいませでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	問題ありません。
102	適合証明書について、新規参入事業者でR7年度実績しかない場合、ご指定の年度ではなく、弊社が独自に検証・公表した「1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」を用いてよろしいでしょうか？	問題ありません。（仕様書別紙1「（表） 別紙1の「各用語の定義」」参照）